

地域公共交通計画の一部改定について

(1) 地域公共交通計画（本体）の変更について【資料 3】

広島市地域公共交通計画（本体）の変更について、国庫補助（社会資本総合整備交付金）の交付を受けるに当たり、地域公共交通計画に位置づけられていることが要件とされていることから、これに対応するものである。

（変更箇所・理由）

- ① アストラムラインに係る機能強化策「新交通西風新都線（広域公園前駅から JR 西広島駅まで）の整備」について、サービスレベルや広島市立地適正化計画との関連性を追記する。（P67）
- ② 広電宮島線・路面電車に係る機能強化策「路面電車駅前大橋ルートと循環ルートの整備」について、事業工期の見直しに伴い、供用開始時期を時点修正する。（P68・P69）
- ③ 交通結節点に係る機能強化策「広島駅周辺地区交通結節点整備（広島駅南口広場の再整備）」について、事業工期の見直しに伴い、完成時期を時点修正する。（P73・P74）

(2) 地域公共交通計画「別紙」（令和 7 年度計画）の変更について【資料 4-1, 4-2】

広島市地域公共交通計画「別紙」（令和 7 年度計画（計画期間：令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月））の変更について、国庫補助（地域公共交通確保維持事業）に係る申請手続において、当協議会の承認が必要（分科会の議決のみでは足りない。）とされているものである。

（変更箇所・理由）

主な変更は、安佐南区大塚西地区乗合タクシーにおいて、令和 7 年 4 月 1 日（予定）に運賃改定等を行うことに伴うものである。なお、これに先立ち開催した陸上交通分科会（書面審議）において承認を得ている（【資料 2 - 2】参照）。

(3) 地域公共交通計画「別紙」（令和 8 年度計画）の策定について【資料 5-1, 5-2】

広島市地域公共交通計画「別紙」（令和 8 年度計画（計画期間：令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月））の策定について、国庫補助（地域公共交通確保維持事業）に係る申請手続において、当協議会の承認が必要（分科会の議決のみでは足りない。）とされているものである。

（変更箇所・理由）

来年度の路線バスや乗合タクシーに対する国庫補助事業（地域公共交通確保維持事業）に関する計画策定を行うものである。なお、これに先立ち開催した陸上交通分科会（書面審議）において承認を得ている（【資料 2 - 2】参照）。